

## 京都府の緊急事態宣言は解除されました。

- ・日本の政府は2020年5月21日に京都府、大阪府、兵庫県の緊急事態宣言を解除しました。東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県と北海道の緊急事態宣言は継続されます。
- ・京都府は5月23日午前0時から休業要請を縮小します。

### 1. 外出等の行動について

- ① 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道へ行かないでください。不要不急の都道府県をまたぐ移動を控えるよう要請します。
- ② これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場所へ行かないでください。
- ③ 感染拡大を予防する新しい生活様式をしてください。

### 2. 催物（イベント等）の開催について

- ① 全国的大規模な催物の開催は、中止又は延期です。
- ② 以下のイベントは、適切な感染防止策をして、開いてください。
  - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数。
  - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分（できるだけ2m）確保する。
- ③ ②の人数に満たないイベントであっても、密閉された空間において大声での発声や近くでの会話をするイベントは、開催できません。

### 3. 施設の使用について

- ① これまでにクラスターが発生した施設等については、続けて休業です。  
ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジムなど
- ② 大学は感染拡大予防の、準備ができれば、再開します。  
大学は感染拡大予防のガイドラインに従って、大学ごとの状況等を考慮した感染拡大予防マニュアルを作成します。教職員や学生に周知等の準備ができれば、再開します
- ③ その他の全ての施設は感染防止対策の適切な実施が必要です。

### 4. 職場への出勤等

事業者は在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の奨励→自転車通勤を勧める等、人との接触を低減する取組をしてください。

職場や店舗等は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に従って、感染拡大防止のための取組をしてください。